## 令和3年予備試験 論文式試験分析会 刑法 講義ノート 【反町 義昭 LEC専任講師】

**上** 東京リーガルマインド



LU21643

## ☆ 窃盗罪の保護法益

242条「自己の財物」=自己の<u>所有に属する</u>財物 ⇒ 235条「他人の財物」との関係は?

本権説 保護法益:本権(占有を正当化する実質的権利) 235条「他人の財物」=他人の<u>所有に属する</u>財物 242条「他人が占有し」=他人が本権に基づき占有し ⇒ 242条は235条の"例外規定"

占有説 (所持説) 保護法益:占有(事実上の支配状態)
235条「他人の財物」=他人が占有する財物
242条「他人が占有し」=他人が占有(事実上支配) し
⇒ 242条は235条の"注意規定"

例) 所有者による不法占有者からの取り戻し・引き揚げ

本権説: 窃盗罪を構成しない

占有説:窃盗罪を構成する

ただし, 自救行為による違法性阻却の余地

テープコード

## ☆ 不作為による犯行への関与(甲の罪責)

1 不作為単独犯の成否

救命義務(直ちにXの救命治療を要請する義務)の有無

⇒ 先行行為による危険創出、排他的支配の設定等

×

2 共謀共同正犯の成否

乙との意思連絡 (黙示の現場共謀) の有無

×

3 不作為による従犯の成否

- 犯行阻止義務

(乙の犯行を直ちに止めるための措置を講ずべき義務)

+

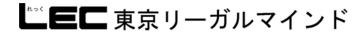
- 犯行阻止の蓋然性(≠結果発生防止の蓋然性)(※)

(※) 不作為幇助の因果性

不作為が正犯の犯行を容易にしたこと

- =一定の作為があれば正犯の犯行が困難となったこと
- ≠一定の作為があれば結果発生を防止できたこと

テープコード		



著作権者 株式会社東京リーガルマインド

(C) 2021 TOKYO LEGAL MIND K. K., Printed in Japan 無断複製・無断転載等を禁じます。

LU21643